

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委託業務番号	令和5年度 長こ放第69号
委託業務名称	放課後児童クラブ発達しょうがい児ケアマネジメント業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<p>発達障害者支援法（平成16年法律第167号）をはじめとする関係法令及び子ども・子育て支援交付金実施要綱別添3に基づき、長浜市内の放課後児童クラブ通所児童の特定把握や分析等を行い、放課後児童クラブ支援員に対して支援方針の策定等支援を実施するもの。</p> <p>(1) しょうがい特性の把握及び分析  (2) 放課後児童クラブ支援員に対する支援方針策定支援  (3) 支援会議の運営支援  (4) その他必要と認められる業務</p>
履行期間	令和5年6月1日 から 令和6年3月31日
契約年月日	令和5年5月30日
契約額(税込)	598,458円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市富田町431番地5</p> <p>[商号又は名称] 社会福祉法人 湖北会</p>
契約相手方の選定理由	<p>事業の性質上、専門的知識や技術を有する事業者を求めたところ、滋賀県が実施する発達障害者支援キーパーソン養成事業を修了したケアマネジャーが所属し、また、発達障害者ケアマネジメント支援事業を実施する法人は本市内において当該事業者のみであったため。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b>（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>